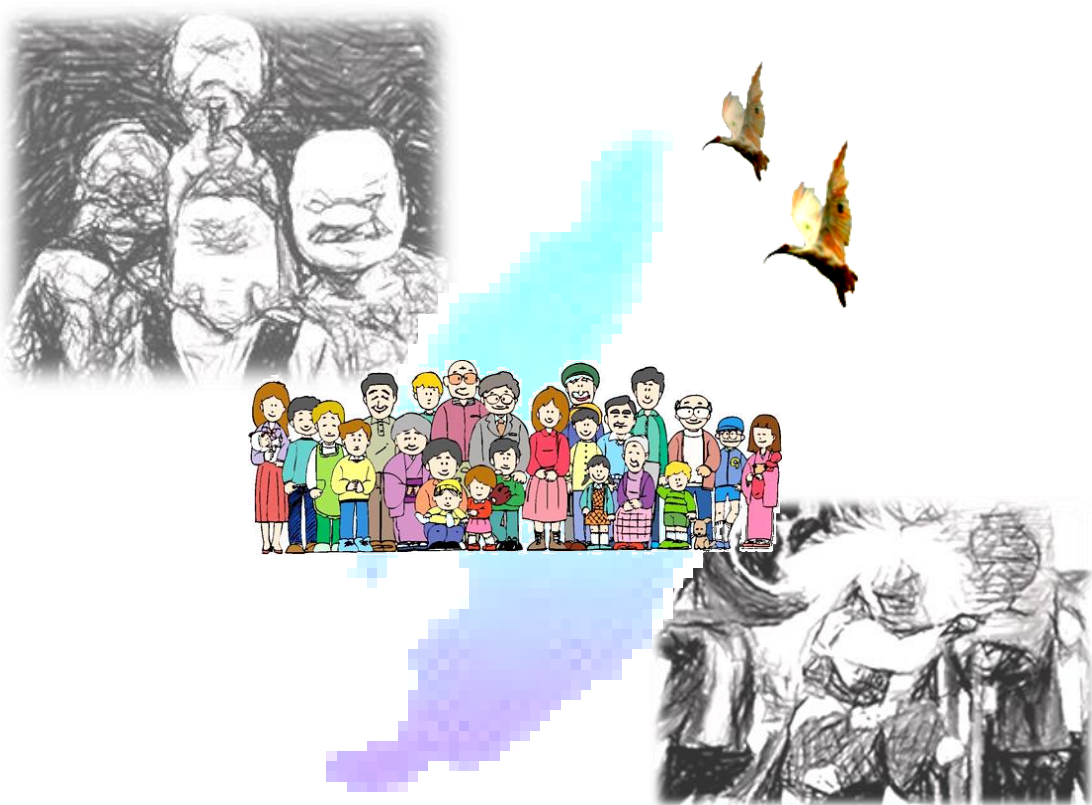


# 平成 29 年度 事業計画書・予算書



**新穂地域づくり協議会**

# 平成 29 年度 事業計画書

## I 役員会・事務局

### 1 集落の活動支援事業

(1) 集落活動支援事業 ～集落コミュニティ活動の創成～

○事業方針：新穂地域づくり計画の理念・将来像を実現するための集落の取組を支援する。

事業方策	事業内容																		
1. 地域住民が安心して地域づくりに参加するための補償制度の創設	<p>地域住民が安心して集落活動に参加し、集落から地域づくり活動に参加の輪が広がるよう、集落活動及び協議会活動の補償制度を市内他地域に先行して設ける。</p> <p>○集落活動支援事業（自治会活動保険）</p> <p>①行事活動中の第三者の身体の障害・財物の損壊による賠償事故                      ②行事活動中の住民の傷害事故（死亡、後遺障害、入院、通院）                      ③住民以外の方への傷害見舞費用                      ④行事の中止等による費用損害                      （補償例）                      総会、役員会等の会議や研修会、レクリエーション行事、清掃活動、広報誌・回覧板の配布、火事場の後片付けなど。</p>																		
2. 集落活動助成	<p>「新穂地域づくり計画」で定めた地域づくりの理念及び将来像の実現のために、新穂地域の集落が行う「集落活動支援事業」に要する経費の全部または一部を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>事業内容</th> <th>助成金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)集落間連携による交流事業の支援</td> <td>○ 複数集落が実施する交流事業 例：集落活動等の相互参加、連合組織設置の協議等（既存事業を除く）</td> <td rowspan="6">1 集落/年 2 万 5 千 円 を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>(2)集落で行うイベントの支援</td> <td>○ 集落が実施するイベントの開催 例：集落内外から参加者を受け入れるイベント等（集落内住民を対象とした既存事業を除く）</td> </tr> <tr> <td>(3)集落で行う環境美化活動の支援</td> <td>○ 集落が行う環境美化活動 例：花ロードの整備、空き地などの草刈り等（空き缶等のゴミ拾い、側溝掃除を除く）</td> </tr> <tr> <td>(4)集落で行う大学生等の受入・交流活動の支援</td> <td>○ 大学生等が行う調査研究活動等の受入 例：大学生等の活動支援、集落活性化策の検討、宿泊（民泊）場所の提供等</td> </tr> <tr> <td>(5)集落で行う子どもの居場所づくり活動の支援</td> <td>○ 集落が行う子どもの居場所づくり事業 例：高齢者等との交流会、おもちゃ・絵本等の整備等</td> </tr> <tr> <td>(6)集落で行う空き家対策の支援</td> <td>○ 集落が行う空き家対策 例：空き家の現状把握、所有者との連絡調整、佐渡市空き家情報システムへの登録、移住希望者の受入等</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、集落活動に必要な物品の整備及び貸出について役員会等で検討する。                      （例）イベント用品、防災活動に必要な物品</p>			対象事業	事業内容	助成金の限度額	(1)集落間連携による交流事業の支援	○ 複数集落が実施する交流事業 例：集落活動等の相互参加、連合組織設置の協議等（既存事業を除く）	1 集落/年 2 万 5 千 円 を上限とする。	(2)集落で行うイベントの支援	○ 集落が実施するイベントの開催 例：集落内外から参加者を受け入れるイベント等（集落内住民を対象とした既存事業を除く）	(3)集落で行う環境美化活動の支援	○ 集落が行う環境美化活動 例：花ロードの整備、空き地などの草刈り等（空き缶等のゴミ拾い、側溝掃除を除く）	(4)集落で行う大学生等の受入・交流活動の支援	○ 大学生等が行う調査研究活動等の受入 例：大学生等の活動支援、集落活性化策の検討、宿泊（民泊）場所の提供等	(5)集落で行う子どもの居場所づくり活動の支援	○ 集落が行う子どもの居場所づくり事業 例：高齢者等との交流会、おもちゃ・絵本等の整備等	(6)集落で行う空き家対策の支援	○ 集落が行う空き家対策 例：空き家の現状把握、所有者との連絡調整、佐渡市空き家情報システムへの登録、移住希望者の受入等
対象事業	事業内容	助成金の限度額																	
(1)集落間連携による交流事業の支援	○ 複数集落が実施する交流事業 例：集落活動等の相互参加、連合組織設置の協議等（既存事業を除く）	1 集落/年 2 万 5 千 円 を上限とする。																	
(2)集落で行うイベントの支援	○ 集落が実施するイベントの開催 例：集落内外から参加者を受け入れるイベント等（集落内住民を対象とした既存事業を除く）																		
(3)集落で行う環境美化活動の支援	○ 集落が行う環境美化活動 例：花ロードの整備、空き地などの草刈り等（空き缶等のゴミ拾い、側溝掃除を除く）																		
(4)集落で行う大学生等の受入・交流活動の支援	○ 大学生等が行う調査研究活動等の受入 例：大学生等の活動支援、集落活性化策の検討、宿泊（民泊）場所の提供等																		
(5)集落で行う子どもの居場所づくり活動の支援	○ 集落が行う子どもの居場所づくり事業 例：高齢者等との交流会、おもちゃ・絵本等の整備等																		
(6)集落で行う空き家対策の支援	○ 集落が行う空き家対策 例：空き家の現状把握、所有者との連絡調整、佐渡市空き家情報システムへの登録、移住希望者の受入等																		

## 2 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業 ～地域コミュニティ活動の創成～

○事業方針：地域アイデンティティを育む「住民参加の場」を確保する。

事業方策	事業内容
1. 代議員（集落長） 会議の開催	地域の課題や取組を集落と共有し、集落と連携して地域づくりに取り組む。 ○代議員（集落長）会議を開催する。（年2回）
2. 地域住民ワークショップの開催	地域の様々な意見や課題を「話し合う」ことや「考える」ことを通して集約し、住民同士の連帯意識を創出する。 ○地域住民ワークショップを開催する。（年1回）
3. 講演会等の開催	小口の収入機会であるであるナリワイ（スモールビジネス）づくりに取り組むため研修会を開催する。 ○「地域に根ざした小さなビジネス起こし（さんビズ）講座」を開催する。（地域活性化部会主管、年1回）
4. 地域と行政が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う円卓会議の開催	行政と連携、協力した地域づくりを推進する。 ○行政との円卓会議を開催する。（部会合同、随時）

(2) 情報発信事業 ～地域の魅力の創成～

○事業方針：積極的に地域を発信することにより、地域社会の意欲向上につなげる。

事業方策	事業内容
1. 新穂地区単独HP 開設など、インターネットを活用した情報発信	○新穂地区単独HPを開設する。
2. 新穂情報誌の発行	○新穂地域づくり通信を発行する。（年4回）
3. 地域のイメージデザインを公募し切手を発行する	○地域資源をPRするための地域イメージデザイン切手を試作し、小中学校児童、生徒を対象とした「地域イメージデザインコンテスト」の実施について検討する。 （各部会10シート、1シート82円切手×10枚）

## II 環境整備部会

### ■ 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業 ～地域コミュニティ活動の創成～

○事業方針：地域アイデンティティを育む「住民参加の場」を確保する。

事業方策	事業内容
1. 地域住民ワークショップの開催	○ワークショップ、講演会及び円卓会議開催について検討する。
2. 講演会等の開催	
3. 地域と行政が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う円卓会議の開催	

(2) 暮らしを支える事業(1) ～地域の誇り・絆の創成～

○事業方針：新穂の豊かな自然と農山村ならではの風景・景観をみんなで守る。

事業方策	事業内容
1. 環境美化運動	○セイタカアワダチソウ等の外来生物等の生息状況の調査等を行い、部会活動計画を策定する。
2. トキやホタルなどの生息環境整備	
3. 自然・景観などの現状を把握する機会づくり	

## III 伝統文化部会

### ■ 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業 ～地域コミュニティ活動の創成～

○事業方針：地域アイデンティティを育む「住民参加の場」を確保する。

事業方策	事業内容
1. 地域住民ワークショップの開催	○小中学校による新穂歴史民俗資料館を活用した郷土の歴史・文化の学習など、地域と小中学校との連携について協議する。
2. 講演会等の開催	
3. 地域と行政が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う円卓会議の開催	

(2) 暮らしを支える事業(2) ～地域の誇り・絆の創成～

○事業方針：新穂の伝統文化をみんなで守り継承する。

事業方策	事業内容
1. 伝統芸能・行事の後継者育成・継承と発表の場づくり	○EC2017新穂地区イベントを開催する。(地域活性化部会合同) ・のろま人形・春駒、鬼太鼓などの郷土芸能鑑賞・体験 日時：8月18日(金)～20日(日) 13時～14時30分 場所：新穂トキのむら元気館 ・郷土料理の提供
2. 地域の歴史的文化的資源を把握する機会づくり	○春駒&のろま人形上演会を開催する。 日時：7月22日～8月13日までの土・日・祝と8月14日 13時15分～ 場所：新穂歴史民俗資料館
3. 能舞台等の歴史的建造物などの保存・活用	○公民館「のろま人形講座」に協力する。(通年) ○歴史・文化探訪会の開催等、部会活動計画を策定する。

## IV 生活安心部会

### ■ 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業 ～地域コミュニティ活動の創成～

○事業方針：地域アイデンティティを育む「住民参加の場」を確保する。

事業方策	事業内容
1. 地域住民ワークショップの開催	○平成30年に地域防災訓練を実施するため、佐渡市総務課等と協議し「地域防災訓練計画」を策定する。 ○小中学校と地域住民の交流活動について協議する。
2. 講演会等の開催	
3. 地域と行政が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う円卓会議の開催	

(2) 暮らしを支える事業(3) ～地域の誇り・絆の創成～

○事業方針：安心安全で温かい新穂をみんなでつくる。

事業方策	事業内容
1. 地域で相互に支え合う生活困窮者支援	○「生活困窮者自立支援事業」地域説明会・相談会を佐渡市社会福祉課、社会福祉協議会及び法テラス等と連携して開催する。 ○小中学校児童生徒を対象としたアンケート調査の実施等により、部会活動計画を策定する。 ○介護予防施設等の誘致について検討する。
2. 交通安全・防犯・防災対策	
3. 地域全体での挨拶・声掛け運動	
4. 独身男女の出会いの場づくり	
5. 学校等と地域住民の交流活動	
6. 子どもたちの遊び場・居場所づくり	
7. 三世代交流イベント	
8. 介護予防施設の誘致	

## V 地域活性化部会

### ■ 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業 ～地域コミュニティ活動の創成～

○事業方針：地域アイデンティティを育む「住民参加の場」を確保する。

事業方策	事業内容
1. 地域住民ワークショップの開催	○「地域に根ざした小さなビジネス起こし（さんビズ）講座」を開催する。
2. 講演会等の開催	
3. 地域と行政が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う円卓会議の開催	

(2) 活性化チャレンジ事業 ～地域の賑わい・産業の創成～

○事業方針：新穂の活性化にみんなでチャレンジする。

事業方策	事業内容
1. 若者や女性の起業支援	○地域2大イベント「夏まつり」「トキタ映え市」を支援する。 ○E C2017 新穂地区イベントを開催する。(伝統文化部会合同) ・のろま人形・春駒、鬼太鼓などの郷土芸能鑑賞・体験 日時：8月18日(金)～20日(日) 13時～14時30分 場所：新穂トキのむら元気館 ・郷土料理の提供 ○自然や農林水産業、祭礼等の伝統行事を活用した体験型イベントや、農業体験ツアーの開催等、部会活動計画を策定する。
2. 新穂人材バンクの設立	
3. 自然や歴史文化、産業体験ツアー等の開催	
4. イベント・行事の復活・発展	

## 集落活動助成事業概要(案)

### 1 趣 旨

「新穂地域づくり計画」で定めた地域づくりの理念及び将来像の実現のために、新穂地域の集落が行う「集落活動助成事業」に要する経費を「新穂地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)が助成する。

### 2 集落活動助成事業及び助成金の限度額

対象事業	事業内容	助成金の 限度額
1. 集落間連携 支援事業	○ 複数集落が実施する交流事業 例：集落活動等の相互参加、連合組織設置の協議等 (既存事業を除く)	1 集落/年 2万5千 円を上限 とする。
2. イベント支 援事業	○ 集落が実施するイベントの開催 例：集落内外から参加者を受け入れるイベント等 (集落内住民を対象とした既存事業を除く)	
3. 環境美化支 援事業	○ 集落が行う植栽活動 例：花ロードの整備、空き地などの草刈り等 (空き缶等のゴミ拾い、側溝清掃を除く)	
4. 大学生等の 受入支援事業	○ 大学生等が行う調査研究活動等の受入 例：大学生等の活動支援、集落活性化策の検討、 宿泊(民泊)場所の提供等	
5. 子育て支援 事業	○ 集落が行う子どもの居場所づくり事業 例：高齢者等との交流会、おもちゃ・絵本等の整備等	
6. 空き家対策 支援事業	○ 集落が行う空き家対策 例：空き家の現状把握、所有者との連絡調整、佐渡市 空き家情報システムへの登録、移住希望者の受入等	

- ① 助成事業は、助成金完結ではなく、集落活動経費の全部又は一部を担うものとする。
- ② 助成金は、千円単位とする。
- ③ 事業の運営等の一切は集落で行うものとする。
- ④ 佐渡市から補助金が交付される事業は助成対象としない。

### 3 助成対象とならない経費

- ① 集落の経常的運営経費。
- ② 懇親会等の飲食費。(食品材料費、会議等の茶菓子代は可とする。)
- ③ 集落が所有又は賃貸する施設・機械等の使用料
- ④ その他、協議会長が適当でないと認めた経費。

### 4 申請者

新穂地域の集落長

### 5 必要書類

- ① 助成金交付申請書(事業計画書、収支予算書等添付)
- ② 実績報告書 等(事業実績報告書、請求書、領収書、収支決算書等添付)

### 6 助成金の交付決定

協議会役員会において事業内容を審査し、交付決定する。

### 7 その他

- ① 集落の長年の課題となっている課題解決事業等 「元気な地域づくり支援事業」
- ② 集落等への物品貸出し等の事業は、別途協議会で検討する。

新穂地域づくり協議会「集落活動支援事業」(案)と  
 関連する佐渡市、新潟県等の類似事業

集落活動支援事業	市、県、その他の関連事業 (H28 年度事業概要)
1. 集落間連携支援事業	<b>1. 元気な地域づくり支援事業 (担当：地域振興課)</b> 補助率：事業費の 75%以内、補助額上限：20 万円以内
2. イベント支援事業	<b>1. 元気な地域づくり支援事業 (担当：地域振興課)</b> 補助率：事業費の 75%以内、補助額上限：20 万円以内
3. 環境美化対策事業	<b>1. 元気な地域づくり支援事業 (担当：地域振興課)</b> 補助率：事業費の 75%以内、補助額上限：20 万円以内
4. 大学生等の受入支援事業	<b>1. 新潟県 大学生の力を活かした集落活性化事業</b> ○内容 集落等に大学のゼミ等が入り、大学生の若い発想力や行動力、専門知識を生かして集落活性化に向けた調査研究を行い集落活性化策のヒントを探るほか、住民と学生とが交流し互いに刺激し合うことで地域の活力向上を図る。(平成28年度 大野で実施中) ○委託料上限 30 万円 (県内離島) ○集落の役割 ・教員及び学生が 10 日以上集落に宿泊しながら行う調査研究への協力 ・調査を行う教員及び学生の宿泊場所の紹介・提供 (費用は教員及び学生が負担)
5. 子育て支援事業	<b>1. 子どもの居場所創設事業補助金 (担当：社会福祉課)</b> 子供の居場所をつくるほか、事業運営することに対する補助 (1)施設改修費及び設備費 補助率：補助基準額の 2 分の 1 以内 (基準額上限 200 万円) (2)事業運営に関する事務費【3 年を限度】 補助率：補助基準額の 2 分の 1 以内 (基準額上限 100 万円)
6. 空き家対策	別紙 佐渡市住宅改修等支援制度



佐渡市住宅改修等支援制度

○ 集落への支援制度

1. 佐渡市定住支援活動補助金（担当：地域振興課）

佐渡市空き家情報システムに集落の斡旋で空き家物件登録し、当該空き家への入居決定者が、地域に円滑に溶け込めるように支援する集落に対し補助金を交付。  
入居1物件につき5万円

○ 空き家等改修支援制度

1. 佐渡市空き家改修費等補助金（担当：地域振興課）

佐渡市空き家情報システム登録物件へ島外から入居する者が対象

- ・住宅改修費又は不用物撤去に対する補助
- ・改修する空き家に5年以上居住見込者
- ・補助率：改修工事費の50%以内（限度額50万円）  
中学生以下の子供1人につき10万円加算
- ・撤去費の50%以内、限度額20万円

2. 佐渡市住環境支援事業補助金（担当：建設課）

- ・住宅リフォーム工事費等に対する補助
- ・補助率：対象工事費の20%以内（限度額30万円）  
※三世帯世帯・下水道接続を含むとそれぞれ10万円加算

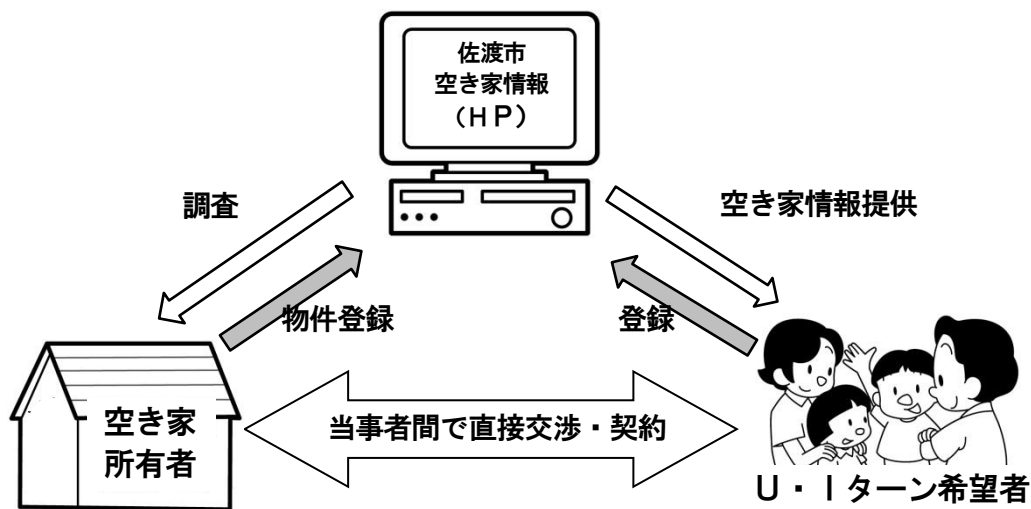
3. 佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金（担当：環境対策課）

老朽危険廃屋の解体又は撤去に対し補助をする制度  
補助率：対象事業費の50%以内（限度額50万円）

# 空き家情報大募集

佐渡市では、定住の促進と地域の活性化を図ることを目的に、島内の空き家物件を佐渡市のホームページなどに公開し、定住を希望されている方々にご紹介しています。

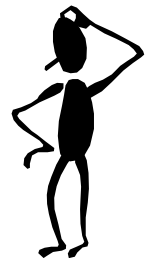
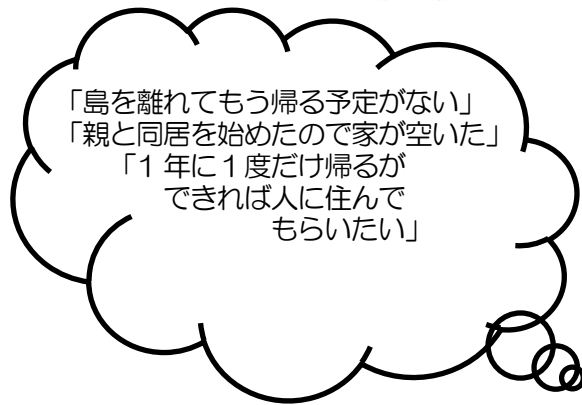
佐渡市内の物件で「売りたい！貸したい！」とお考えの所有者の方で、佐渡市のホームページ等に掲載させていただける方は、下記担当窓口までご連絡ください。



- 佐渡市がすること  
空き家の情報をホームページで紹介  
空き家の現状調査  
所有者様と入居希望者との顔合わせ

- 所有者様がすること  
物件情報  
入居希望者様との直接交渉・契約

→ご希望の方には、仲介業者をご案内します。



## 佐渡市定住支援活動補助金

市内の空き家を活用し、地域へ新たな仲間を招き入れ、その方が円滑に溶け込めるように支援していただける自治会への補助制度です。地域活性化のために、是非この制度をご活用ください。

### 【概要】

#### ①交付対象団体

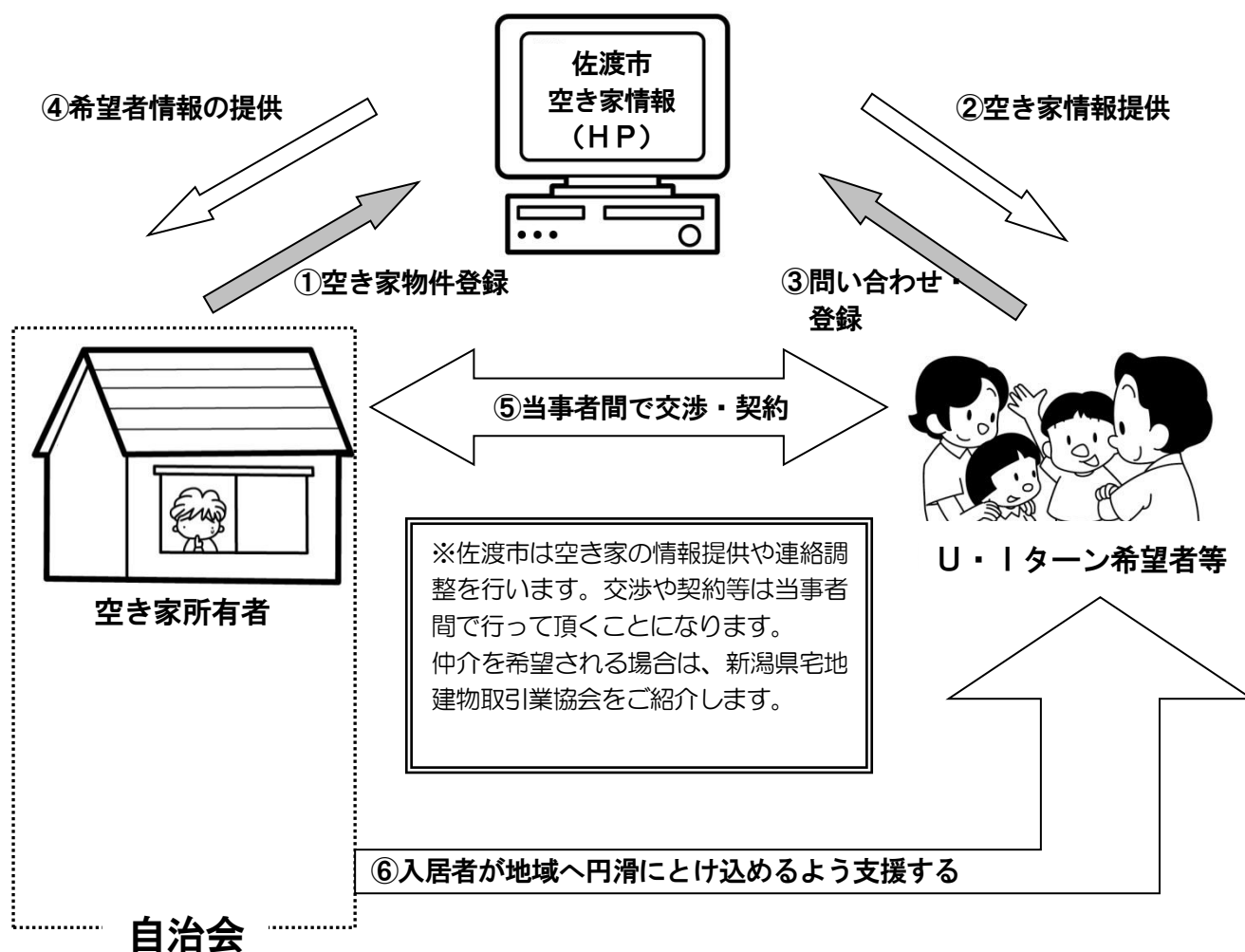
あらかじめ、佐渡市空き家情報システムに空き家所有者の同意を得て物件情報を登録し、入居希望者が円滑に地域にとけ込めるよう支援する自治会。

#### ②交付要件

登録物件に対して初回の入居者が決定し、自治会へ加入した場合

#### ③交付額

1物件につき5万円(1物件につき1回限り)



# 子どもの居場所創設事業補助金

=====  
=====  
・空き店舗や空き施設を改修したり、店舗内の空きスペースを改装して子どもの居場所を設置する際に、改修費・設備費・事業運営費の一部を補助します。  
=====  
=====

## 1 対象

### (1) 対象者

NPO 法人、子育てサークル等の団体、民間企業

### (2) 要件

#### ① NPO 型

空き店舗等を改修して、次に掲げる親子や子どもの集いの場を設置する。

1. コミュニティカフェ（地域の茶の間）
2. イベントやサークル活動などで利用できるフリースペース
3. おもちゃ、絵本、ベビーベッド、授乳コーナー等を備えた乳幼児スペース
4. 子育てに関するチラシ、パンフレット等を配置するインフォメーションスペース

上記のうち2つ以上の機能を備えたスペースを設置し、床や壁等は子どもの安全対策を考慮すること。

#### ② 企業型

店舗内の空きスペースを改装してキッズスペース（子どもの遊び場）を設置する。

詳細については、窓口までお問合せください。

## 2 補助金額

施設改修費  
および設備費

1 施設あたり 200 万円を上限とする補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（限度額：100 万円）  
初年度に限り補助

事業運営費

1 施設あたり 100 万円を上限とする補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（NPO 型のみ）（限度額：50 万円）  
3 年間継続補助



# 新穂ダムの桜を楽しみましょう

このたび、新穂村土地改良区のご協力により、桜の花が咲く期間に新穂ダムえん堤を開放します。

新穂ダムは、桜の名所として永年親しまれ、以前は「新穂ダム桜まつり」が催されていました。

この機会に新穂ダムの桜を楽しみに、みなさんで、お越しください。

※ 安全確保のため、えん堤の斜面のほか、立入禁止区域には入らないでください。

※ 開放期間中、ダム管理棟隣に仮設トイレを設置します。

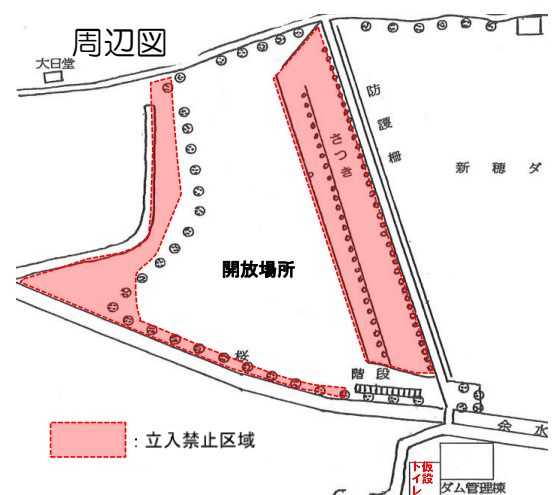
主催：佐渡市役所新穂行政サービスセンター

協力：新穂村土地改良区、新穂地域づくり協議会設立準備会

## 開放期間

平成 29 年

4月8日（土）～  
5月7日（日）



### お問い合わせ

佐渡市役所新穂行政サービスセンター  
電話 0259-22-3111

# 春駒 & のろま人形上演会



春駒クラブ



廣栄座(瓜生屋)



新青座(長畠)



末廣座(湯上)

## ● のろま人形 出演スケジュール・演目:

土曜日	7/22 廣栄座 「そば畑」	7/29 新青座 「五輪仏」	8/5 末廣座 「そば畑」	8/12 廣栄座 「五輪仏」
日曜日	7/23 末廣座 「生地蔵」	7/30 廣栄座 「生地蔵」	8/6 新青座 「生地蔵」	8/13 新青座 「そば畑」
祝日 お盆	8/11 末廣座 「生地蔵」	8/14 3座合同公演!! ①末廣座「そば畑」②新青座「五輪仏」③廣栄座「生地蔵」		

※ 各回とも、のろま人形の上演前に、春駒が出演します。

## ● 会場: 佐渡市新穂歴史民俗資料館

〒952-0106 新潟県佐渡市新穂瓜生屋 492 TEL(0259)22-3117

## ● 開催日時: H29.7.22~8.13までの土・日・祝 + 8.14の10回 いずれも13時15分~

## ● のろま人形鑑賞料: 大人 500円、小・中学生 300円

(上記金額には入館料: 大人 200円、小・中学生 100円その他、のろま人形の保存活動経費を含みます)

## ● お問い合わせ: 一般社団法人佐渡観光協会 TEL(0259)27-5000

# 新穂のおもてなし

## 新穂地区の郷土料理を堪能

Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS)



太巻き



どじょう汁



煮しめ

## 新穂地区の郷土芸能を鑑賞・体験



春駒



鬼太鼓



のろま人形

# 新穂に こいっちゃ まっ取るっちゃ

〈日時〉 平成29年8月19日(土)・20日(日)

開場 食事 / 12時～ 芸能鑑賞・体験 / 12時40分～ 終了予定 / 14時30分頃

〈会場〉 新穂トキのむら元気館 (佐渡市新穂瓜生屋 365-1)

〈参加費〉 大人 / 2,500円 子ども(小・中学生) / 1,000円

(参加費には、隣接する新穂歴史民俗資料館の入館料を含みます。)

〈予約・問い合わせ〉 平成29年8月6日(日) 17時までにご予約ください。(10人/日 以上催行)

(一社)佐渡地域観光交流ネットワーク

TEL 0259-67-7995 FAX 0259-52-5580

新潟県佐渡市河原田本町 394 番地 (佐和田行政サービスセンター2F)  
新潟県知事登録旅行業 地域-384 号 国内旅行業務取扱管理者 鈴木恵美  
募集型企画旅行取扱可能地域: 佐渡市・新潟市・上越市・長岡市

〈主催〉 新穂地域づくり協議会 (事務局: 佐渡市新穂行政サービスセンター)

## 平成29年度 予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内 訳
<b>1 会費</b>	<b>1,082,000</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭 一世帯あたり1,000円×1,689世帯×徴収率60%≒1,013,000円</li> <li>・賛助会費 一人あたり1,000円×10人 = 10,000円</li> <li>・団体 一団体あたり3,000円×3団体 = 9,000円</li> <li>・事業所 一事業所あたり5,000円×10事業所 = 50,000円</li> </ul>
<b>2 負担金、補助金及び交付金</b>	<b>672,000</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市元気な地域づくり補助金 300,000円</li> <li>(自治会活動保険 173,000円(231,310円×75%) ほか)</li> <li>・のろま人形上演会開催負担金 372,000円</li> </ul>
<b>3 委託金</b>	<b>300,000</b>	・EC2017新穂地区イベント運営委託
<b>4 寄附金</b>	<b>0</b>	
<b>5 繰越金</b>	<b>0</b>	
<b>6 諸収入</b>	<b>150,000</b>	・EC2017新穂地区イベント参加費(30人×2日×2,500円)、預金利子ほか
<b>合 計</b>	<b>2,204,000</b>	

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内 訳
<b>1 組織管理費</b>	<b>【55,490】</b>	
1 報償費	0	
2 費用弁償費	0	
3 事業費	0	
4 会議費	5,000	役員会など茶菓子代
5 事務費	50,490	会長印、コピー用紙などの消耗品、封筒印刷、通信運搬費、振込手数料ほか
6 備品購入費	0	
<b>2 集落の活動支援事業</b>	<b>【756,310】</b>	
2-1集落活動支援事業(自治会活動保険)	231,310	自治会活動保険料
2-2集落活動支援事業(助成金)	525,000	
集落活動助成	525,000	1集落あたり上限25,000円×21集落=525,000円 ①集落間連携支援事業、②イベント支援事業、 ③環境美化支援事業、④大学生等の受入支援事業、 ⑤子育て支援事業、⑥空き家対策支援事業
<b>3 地域全体の活性化事業</b>	<b>【1,339,200】</b>	
3-1 合意形成システム形成事業	170,000	
1 代議員(集落長)会議賄	65,000	代議員(集落長)会議賄い 2,000円×40人×0.8≒60,000円 会議茶菓子代 5,000円
2 地域住民ワークショップ	5,000	会議茶菓子代(4部会合同)
3 講演会	100,000	研修会「地域に根ざした小さなビジネス起こし(さんびず)講座」 (4部会合同・地域活性化部会主管)講師謝金 ほか
3-2 情報発信事業	67,200	
1 ホームページ開設・運営	15,000	ホームページ開設・運営経費
2 地域づくり通信発行	3,000	地域づくり通信 用紙代
3 地域資源PR切手試作	49,200	地域資源PR切手 1,230円×10シート×4種類
3-3 環境整備費(環境整備部会)	45,000	
1 部会活動費	45,000	部会活動計画策定、ワークショップ、講演会、円卓会議、その他調査活動ほか
3-4 伝統文化費(伝統文化部会)	599,000	
1 部会活動費	45,000	部会活動計画策定、ワークショップ、講演会、円卓会議、その他調査活動ほか
2 EC2017新穂地区イベント	182,000	新穂歴史民俗資料館入館料12,000円(200円×60人)、 郷土芸能謝金170,000円(のろま人形90,000円、春駒20,000円、 鬼太鼓60,000円)【地域活性化部会合同】
3 春駒&のろま人形上演会	372,000	郷土芸能謝金 110,000円(のろま人形90,000円、春駒20,000円)、 ポスター印刷等 262,000円
3-5 生活安心費(生活安心部会)	45,000	
1 部会活動費	45,000	部会活動計画策定、ワークショップ、講演会、円卓会議、その他調査活動ほか 「生活困窮者自立支援事業」地域説明会+相談会 ほか
3-6 地域活性化費(地域活性化部会)	413,000	
1 地域2大イベント支援	250,000	夏まつり、夕映え市協賛金
2 EC2017新穂地区イベント	118,000	郷土料理提供108,000円(1,800円×60食)、消耗品 10,000円 【伝統文化部会合同】
3 部会活動費	45,000	部会活動計画策定、ワークショップ、講演会、円卓会議、その他調査活動ほか
<b>4 積立金</b>	<b>【0】</b>	
積立金	0	
<b>5 予備費</b>	<b>【53,000】</b>	
予備費	53,000	
<b>合 計</b>	<b>2,204,000</b>	

※会長は、収支予算の変更が必要な場合は補正することができます。